令和5年度中小企業者生産性向上等推進事業 (くまもと中小企業デジタル相談窓口) 専門家派遣実施要領

1. 目的

コロナ禍の中小企業・小規模事業者の生産性向上や経営課題の解決に向け、 ECサイトの構築や生産管理、受発注システムの導入等のデジタル化を推進 するとともに、中小企業・小規模事業者の支援を実施する商工会および商工 会議所のスキルアップを図ることを目的に実施する。

2. 実施内容

(1) 実施期間

令和5年4月10日(月)から令和6年3月15日(金)まで

(2) 実施場所(相談場所)

熊本県商工会連合会内「くまもと中小企業デジタル相談窓口」(以下「相談窓口」という)、各商工会・商工会議所、及び各事業所等

(3) 支援対象者

県内の中小企業・小規模事業者とする。 同業種や同地域、グループなどによる複数事業者連携も対象とする。

(4) 支援内容

事業者や支援機関などから「くまもと中小企業デジタル相談窓口」が相談を受けた場合、中小・小規模事業者のデジタル化支援に長けた専門家を派遣(オンライン可)したうえで、次のような課題把握や解決方法の提案、導入支援を実施する。

- ITツールの活用(業務のデジタル化*1)
- ② D2C*2事業化(EC活用)
- ③ SNS等による情報発信・集客
- ④ キャッシュレス化
- ⑤ その他、デジタル化・DXに関すること
 - ※1 クラウドソフトをベースとした会計ソフト、販売管理システム・顧客管理システムの導入、インボイス対応のためのPOSレジの導入、RPAの導入等
 - ※2 「Direct to Consumer」の略で、企業が自ら企画・製造した商品を、小売店など を通さず自社 EC サイトで直接、顧客に販売する方法

(5) 実施手順と留意点

- ・各商工会・商工会議所が中小・小規模事業者等より専門家の派遣について 相談を受けた場合、若しくは商工会・商工会議所が専門家による指導が必 要と判断した場合は、企業概要、最近の経営状況(直近3期間の財務状況 を含む)、相談内容等の詳細についてヒアリングを行い、「(様式1)専門 家指導申請書」を作成し、「相談窓口」に提出するものとする。
- ・「相談窓口」は申請内容を検討のうえ、事業者または商工会・商工会議所 に聞き取りを行い、簡易な内容に対しては「相談窓口」のコーディネータ または支援サポーターにより支援を実施する。専門家による指導が必要と 判断した場合は適切と認められる専門家を選定して支援を依頼する。
- ・事業者から「相談窓口」に直接相談があった場合は、「相談窓口」において企業概要、最近の経営状況(直近3期間の財務状況を含む)、相談内容等の詳細についてヒアリングを行い、事業者とともに「(様式1)専門家指導申請書」を作成し、適切と認められる専門家を選任して支援を依頼する。
- ・専門家が経営指導を行う場合には、原則派遣先商工会・商工会議所の担当 経営指導員が同行支援を行うものとする。 ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、他の経営指導員または 経営支援員、「相談窓口」のコーディネータ等が同行支援を行うことにつ いては差し支えない。
- ・支援後は、当会が専門家から専門家支援報告書を徴取し、各商工会・商工会議所へフィードバックする。報告書は必要に応じて、支援対象者への指導に活用すること。

(6) 専門家派遣の否決

「相談窓口」は、以下に掲げるいずれかに該当する申請については、派遣を決定しない。

- ・推薦された専門家が、支援対象者及び関連企業等に現に属しているとき。
- ・支援対象者と専門家が顧問契約あるいはそれと同等と判断される関係に あり、派遣がその業務の一環であると認められるとき。
- ・専門家が中小企業・小規模事業者等に対して、自らを派遣するよう働きか けたと認められるとき。
- ・「相談窓口」の同意を得ずに、直接、中小企業・小規模事業者等と訪問日 や指導計画の調整を行ったとき。
- ・一般的な経営知識、技術等の説明に終始する、又は社員を対象とした研修

での講義が主体であるなど、特定の経営課題を解決するための支援と認められないとき。

- ・支援対象者の実務を行う又は支援対象者に取引先を斡旋するなど、支援対象者の自助努力を促す支援と認められないとき。
- ・派遣要請内容が、単に専門家による資料(各種計画書や補助金申請書等を含む)の作成、及び、ホームページ、ロゴ、パッケージデザイン、チラシ等の作成など、明らかに業務上の取引の範疇と認められるとき。
- ・その他、「相談窓口」が支援の対象としてふさわしくないと認めたとき。

(7) 支援回数

専門家による支援は、原則として、1回の申請について直接派遣は1事業者あたり5回まで(1回につき3時間以内)、オンライン派遣は合計15時間を上限とする。

- (8) 当会における周知について
 - ① プレスリリースによる周知
 - ② 当会および「相談窓口」のホームページでの告知
 - ③ 支援機関等への周知
- (9) 問い合わせ先・申し込み先

「くまもと中小企業デジタル相談窓口」

T860-0801

熊本市中央区安政町3-13熊本県商工会館7階(熊本県商工会連合会内)

TEL: 096-223-5568

E-Mail: kuma-digi@kumashoko.or.jp

※相談窓口にて直接相談を希望の際は、事前にお問い合わせください。